

議案第10号

大牟田市健康福祉推進会議条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市健康福祉推進会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月16日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市健康福祉推進会議条例の一部を改正する条例

大牟田市健康福祉推進会議条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「（昭和26年法律第45号）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画

第2条第2項に次の2号を加える。

(11) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

(12) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項に規定する市町村認知症施策推進計画

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

提案理由

大牟田市健康福祉推進会議の担当事務の見直しを行うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。